（疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更）

第百十二条　（略）

2　組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であって、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、支払限度額にあっては第一号、共済金額にあっては第二号に掲げる金額を増額するものとする。この場合において、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該申出をした日から二週間以内に共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

3　（略）

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一　共済価額が、第百五十九条第一項の規定により申し出た金額以下であること。

二～六　（略）

（共済金額）

第百五十五条　（略）

2　組合員又は共済資格者は、前項の規定により法第百五十九条第一項の共済価額の百分の八十に相当する金額を申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）の百分の十又は百分の二十に相当する金額のうち組合員又は共済資格者が申し出た金額を加えて得た金額を法第百五十九条第一項の共済金額とする旨の特約をすることができる。

3　組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たっては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。

（共済価額）

第百五十六条　（略）

2　法第百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とすることができる。

一　（略）

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額

イ　特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）の合計金額

ロ　（略）

3　前項の申出は、法第百五十七条第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

（共済掛金区分）

第百五十七条　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一～五　（略）

六　第百五十九条第一項の規定により申し出た金額の別

七　第百五十九条第二項の規定による特約の有無の別

八・九　（略）

（小損害不填補）

第百五十九条　（略）

2　組合員又は共済資格者は、前項の規定により同項第一号に掲げる金額を申し出た場合には、同項の規定にかかわらず、法第百

（疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更）

第百十二条　（略）

2　組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であって、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、支払限度額にあっては第一号、共済金額にあっては第二号に掲げる金額を増額するものとする。この場合において、組合員等は当該申出をした日から二週間以内に共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。

3　（略）

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一　共済価額が、第百五十九条の規定により申し出た金額以下であること。

二～六　（略）

（共済金額）

第百五十五条　（略）

（新設）

（共済価額）

第百五十六条　（略）

2　法第百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とすることができる。

一　（略）

二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額

イ　特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）にそれぞれ農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額の合計金額

ロ　（略）

3　前項の申出は、法第百五十七条第一項の規定による申込みと同時に、当該申込みに係る園芸施設共済の共済関係の全てについてしなければならない。

（共済掛金区分）

第百五十七条　法第百六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

一～五　（略）

六　第百五十九条の規定により申し出た金額の別

（新設）

七・八　（略）

（小損害不填補）

第百五十九条　（略）

（新設）